



年企発0824第1号  
平成23年8月24日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課長  
(公 印 省 略)

東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付  
期限等の指定について

東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長については、「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」（平成23年3月29日年企発0329第2号企業年金国民年金基金課長通知）により厚生年金保険と同様に取り扱うことが望ましい旨を示したところである。

今般、「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示第292号。別紙参照。）により、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域に所在する事業所の厚生年金保険の保険料等の延長後の納付期限等が下記のとおり定められたので、貴管下の基金の指導に特段の御配慮賜りたい。

#### 記

1. 延長後の納付期限

平成23年9月30日

2. 延長後の納付期限が定められた対象地域

岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域（別表1）

※なお、岩手県、宮城県及び福島県の地域にある事業所で、今回の告示で指定されない市町村（別表2）に所在するものにあつては、別途告示により、納付期限が定められるものであること。

3. 対象となる掛金等

平成23年3月11日～平成23年9月29日までに納付期限が到来する掛金等  
(平成23年2月分～平成23年7月分までの掛金等)

○平成23年9月30日を延長後の納期限とする厚生労働省告示を行う地域（別表1）

	地 域
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町 下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村 九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市 刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町 柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町 宮城郡利府町、宮城郡七ヶ浜町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町 黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市 伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町 南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、河沼郡会津坂下町 大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭 町、東白川郡塙町、東白川郡鮫州村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、 石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

○今回は延長後の納期限を指定しない地域（別表2）

	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町
【宮城県】	石巻市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町 双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村

○厚生労働省告示第百九十二号  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三号、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七号、厚生年金保険法（昭和十九年法律第七十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第一項（平成二十二年法律第十九号）以下「平成二十二年法律第十九号」といふ。）第二十号第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号。以下「厚生年金特例法」といふ。）第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第七十三号）第六十二条及び労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」といふ。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」といふ。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」といふ。）第三十条）以下「石綿健康被害救済法」といふ。）第三十条）八条第一項の規定により準用される場合を含む。）

の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年法律第十九号）及び厚生年金特例法に基き、納付又は徴収に関する事業所又は事務所（健康保険法に基き、期限については、全国健康保険協会の標準する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所を有する主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四條の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五條第十三号に

規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所を有する若しくは事業所若しくは事務所を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三條第二節第一款の規定に基づき、申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に住所を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」といふ。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年九月二十九日までの間に到来するものについて、平成二十三年九月三十日とする。

厚生労働大臣 細川 律夫  
平成二十三年八月十九日

都道府県名	地 域
盛岡市	
花巻市	
北上市	
久慈市	
遠野市	
一関市	
二戸市	
八幡平市	
奥州市	
岩手郡磐石町	
岩手郡葛巻町	
岩手郡若手町	
岩手郡滝沢村	
紫波郡紫波町	
紫波郡矢巾町	
和賀郡西和賀町	
胆沢郡金ヶ崎町	
西磐井郡平泉町	
東磐井郡滝沢町	
下閉伊郡岩泉町	
下閉伊郡田野畑村	

宮 城 県	下閉伊郡替代村
仙台市	九戸郡軽米町
塩釜市	九戸郡野田村
白石市	九戸郡九戸村
名取市	九戸郡洋野町
角田市	二戸郡一戸町
岩沼市	
登米市	
栗原市	
大崎市	
刈田郡蔵王町	
刈田郡七ヶ宿町	
柴田郡大河原町	
柴田郡村田町	
柴田郡柴田町	
伊田郡川崎町	
伊田郡丸森町	
亘理郡亘理町	
亘理郡山元町	
宮城郡松島町	
宮城郡七ヶ浜町	
宮城郡利府町	
黒川郡大和町	
黒川郡大郷町	
黒川郡富谷町	
黒川郡大衡村	
加美郡色麻町	
加美郡加美町	
遠田郡涌谷町	
遠田郡美里町	
福島市	
会津若松市	
郡山市	
いわき市	
白河市	
須賀川市	
喜多方市	

福  
島  
県

相馬市  
二本松市  
伊達市  
本宮市  
伊達郡桑折町  
伊達郡国見町  
安達郡大玉村  
岩瀬郡鏡石町  
岩瀬郡天栄村  
南会津郡下郷町  
南会津郡松枝岐村  
南会津郡只見町  
南会津郡南会津町  
耶麻郡北塩原村  
耶麻郡西会津町  
耶麻郡磐梯町  
耶麻郡猪苗代町  
河沼郡会津坂下町  
河沼郡湯川村  
河沼郡柳津町  
大沼郡三島町  
大沼郡金山町  
大沼郡昭和村  
大沼郡会津美里町  
西白河郡西郷村  
西白河郡泉崎村  
西白河郡中島村  
西白河郡矢吹町  
東白河郡榎倉町  
東白河郡矢祭町  
東白河郡橋町  
東白河郡鮫川村  
石川郡石川町  
石川郡玉川村  
石川郡平田村  
石川郡浅川町  
石川郡古殿町  
田村郡三春町  
田村郡小野町  
相馬郡新地町